

小型船舶用粉末消火器 加圧式から蓄圧式への交換推奨について

加圧式消火器は、**サビや腐食などがあると破裂事故を起こす恐れがあり大変危険です。**

老朽化した加圧式消火器は、より安全性の高い「蓄圧式消火器」への交換をお勧めします。

	加圧式消火器	蓄圧式消火器
構 造	放出時に内蔵のガスボンベを破封し、その圧力で消火剤を放出。	容器内部に常時ガスを蓄圧させておき、レバー操作で消火剤を放出。
日常点検	容器等の外観腐食等で判断。	指示圧力計で使用可能状況を確認。
容器腐食時の安全性	使用時のガスボンベからの圧力により、破裂の恐れあり。	腐食箇所からの圧力漏洩により、放射必要圧が低下するが、破裂の恐れなし。
圧力源	二酸化炭素(CO ₂)	環境に負荷がない窒素ガス

蓄圧式消火器のメリット

1 安全

従来の加圧式と異なり、容器内に常に圧力がかかっているため、容器が劣化しても破裂のリスクが少なく安全。

2 環境にやさしい

圧力源には、オゾン層破壊係数ゼロ、地球温暖化係数ゼロの窒素ガスを使用。

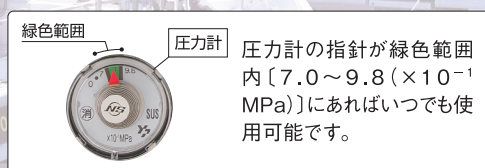
3 安定放射

レバーを握ると同時に消火薬剤を放射。均一な圧力で安定した放射が可能。



4 見える圧力確認

指示圧力計の針が規定部分にあれば確実に使用可能。



5 寒冷地でも安心

容器内の圧力が温度変化に影響されないため、寒冷地でも正常に作動。

このような消火器は絶対に使用しないでください。



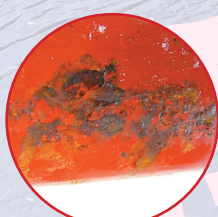
サビ



サビ・腐食



サビ・腐食



サビ



腐食・変形

※たとえ少量のサビでも強度が劣化している可能性がありますので、新しい消火器に交換してください。

定期点検で消火器の安全確認を！

いざというとき、消火器が確実に能力を発揮できるよう定期点検を習慣づけてください。

(a) 6ヶ月に1回は、外観点検を行う。

(b) 1年に1回は、総合点検を消防設備業者に依頼することをお勧めします。

(c) 消火剤の有効期限は概ね5年です。5年を経過した薬剤は消防設備業者に依頼して交換することをお勧めします。

チェックシート

点検区分	点検箇所	点検要項	点検結果		処理方法	摘 要
			良	否		
設置状態	設置場所	(1) 目に付きやすい箇所にあるか。			適切な場所に置き換える。	
		(2) すぐに取り出せる場所にあるか。				
		(3) 海水がかからない場所にあるか。				
	設置条件	(1) 小型船舶用の消火器が設置されているか。			検定品に取り替える。	
		(2) 所定の数があるか。			補充する。	
		(3) 潮風や海水がかかる場所では透明の保護覆いがしてあるか。			保護囲いをする。	
	取付条件	(1) 消火器固定用のブラケットの取付ビスが緩んでいないか。			確実に固定する。	
		(2) 消火器はブラケットに納まっているか。			確実に納める。	
		(3) ブラケットは破損したり錆で開閉が不能になっていないか。			交換する。	
消火器	本体	(1) 著しい変形、破損、錆などの異常がないか。特に底部、溶接部。			廃棄し、新しい消火器に交換する。	事故の恐れがある 使用禁止。
		(2) 製造者の推奨する交換期限を過ぎていないか。			期限を過ぎたものは、新しい消火器に交換する。	
		(3) 表示通りの総重量があるか。			軽くなっていれば、薬剤を充てんする。	放射済みの恐れがある。
	薬剤	(1) 粉末薬剤が、湿気などにより固化していないか。			固化していれば、新しい薬剤に交換する。	放射不能の恐れがある。
		(2) 製造者の推奨する交換期限を過ぎていないか。			期限を過ぎたものは、新しい消火薬剤に交換する。	
	安全装置	(1) 正しくセットされているか。				放射済みの恐れがある。
		(2) 損傷、錆等で外れにくくなっていないか。				
	操作機構レバー	(1) 損傷や錆で操作不能になっていないか。				放射不能の恐れがある。
	封印	(1) 損傷や脱落はないか。				放射済みの恐れがある。
	キャップ	(1) よく締め付けてあるか。			専門業者に交換を依頼する。	事故の恐れがある 使用禁止。
		(2) 損傷、変形はないか。				
	ホース	(1) 損傷、ヒビ割れはないか。				
		(2) 消火器本体によく締め付けられているか。				
	ノズル	(1) 変形、損傷はないか。				放射不能の恐れがある。
		(2) 詰まりはないか。				
	ノズル栓	(1) ノズル栓は確実にノズルに装着されているか。 (ノズル栓を設けていないものもある)			専門業者に交換を依頼するか正しくセットする。	薬剤が吸湿して固化している 恐れがある。(使用後の場合)
	指示圧力計 (蓄圧式の場合)	(1) 指示圧力計の指針が緑色範囲内にあるか。			専門業者に再充てんを依頼する。	放射済みの恐れがある。

消火器にサビ・腐食等の異常を発見した場合は、販売店等に連絡して新しい消火器に交換してください。

消火器の廃棄・交換のお問い合わせ窓口

- ヤマトプロテック株式会社
TEL:03-3446-7151
- 株式会社初田製作所
TEL:0728-56-1281

消火器を廃棄する場合

現在お持ちの消火器を廃棄する場合は、リサイクルシールを貼付しなければなりません。「既製品用消火器リサイクルシール」を左記の消火器販売店等で購入して貼付、引き渡してください。

既製品用消火器リサイクルシール(見本)

